

議案第72号

藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について

藤岡市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年6月8日提出

平成29年6月8日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

藤岡市学校給食センター設置条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給食センター」を「学校給食センター（以下「給食センター」という。）」に改める。

第2条第1項中「学校給食センター（以下「給食センター」という。）」を「給食センター」に改め、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤岡市学校給食センター

位置 藤岡市神田1552番地1

第9条第2項中「前条第2項」を「前条の規定」に改める。

第10条中「昭和31年条例第79号」を「平成12年条例第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。